

ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付要綱

(公社)大分県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、大分県トラック協会（以下「県ト協」という。）の会員事業所（以下「事業所」という。）が、事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するシステム（以下「ドライブレコーダー」という。）の普及を図るため、ドライブレコーダー機器（以下「機器」という。）を導入をすることを目的とする。

(対象事業及び対象者)

第2条 助成の対象は、別紙1に示す映像や走行データを記録するドライブレコーダー車載器等で、別紙2に示す「貨物自動車用ドライブレコーダー選定ガイドライン」で分類され、一定の評価を得られた機器を新たに購入又はリースにて導入して取付けた会員事業所とする。

(助成額)

第3条 助成金の交付額は、事業所が新たに装着する第2条の機器に対して、機能に応じて別に定める額を交付し、前年度3月末現在会員名簿の車両台数（被牽引車除く）の30%以内（小数点以下切り上げ）とし、国等の補助金及び助成金の合計が機器の価格を超えない範囲で実施する。但し、協会は会員事業所の交付申請が正常なものでないことが判明した場合、助成金の返納を求めるものとする。なお、3月に申請した一部の者については、その翌月の4月に支給することがある。

(申請手続)

第4条 会員事業所は、当該年度4月以降実施したものを、原則四半期ごとにその期間中に本認証の清算を終了した分をとりまとめて翌月（7月、10月、1月、3月の都度）の20日までに協会の申請様式に洩れなく記入のうえ、納品書（写）、請求書（写）、領収書（写）を添付して協会長宛に申請するものとする。

申請は、受付期間中においても当年度の予算に達した場合、申請受付を終了することもある。

(実施期間)

第5条 当該年度4月から3月15日までとする。

(機器の処分制限)

第6条 事業者は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ県ト協会長の承認を得た場合はこの限りではない。

(雑則)

第7条 本要綱に定めのない事項が発生した場合は、交通・環境対策委員会において協議するものとする。

(附則)

平成24年4月1日制定

平成26年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

平成30年4月1日字句訂正

別 紙 1

ドライブレコーダー機器等の分類及び助成額（第 2 条、3 条関係）

- ① 簡易型 （助成額 10,000 円）
急ブレーキ時等の映像及び簡易的に取得した速度情報を活用し運転指導を行うタイプ。
- ② 標準型 （助成額 10,000 円）
急ブレーキ時等の映像及び速度情報を活用し運転指導を行うタイプ
- ③ 運行管理連携型 （助成額 10,000 円）
急ブレーキ時等の映像及び速度情報による運転指導に加え、運行管理面やヒヤリハット等の多角的な分析等から交通安全教育等を行うことができるタイプ。
- ④ スマートフォン活用型 （助成額 3,000 円）
スマートフォン（高性能携帯電話）及びアプリケーションの利用により事務所等に転送した急ブレーキ時等の映像位置情報を活用し、交通安全教育を行うタイプ。

貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン

項目		内容		簡易型	標準型	運行管理連携型	スマートフォン活用型
機 器	年月日・時刻	事故・ヒヤリハット等発生年月日・時刻記録	年月日・時刻情報の正確な取得及び記録が可能であること。	○	○	○	○
	事故・ヒヤリハット時の車両速度	パルス方式による計測	車速センサによって車両速度パルスを検出し記録できる方式とし、サンプリングは2データ以上/秒とする。記録時間は前方映像と同一とする。		○	○	△
		GPS方式による計測	GPSによる車両速度の計測及び記録機能を有すること。記録時間は前方映像と同一とする。	○			
	事故・ヒヤリハット位置情報	GPSによる記録	GPSによる測位及び記録機能を有すること。				○
	加速度センサー情報	加速度センサーのトリガーレベルの調整	事故等発生時までの車両挙動及び状況を把握するための加速度センサーが取り付けられ、トリガーにより車両加速度が記録できること。加速度センサーは、トリガーレベルの調節が可能なこと。	○	○	○	○
		加速度記録	計測、記録される加速度は、少なくともX軸及びY軸とし、計測時間及びサンプリングは前方映像と同一とする。	○	○	○	○
		トリガー回数	トリガー回数が記録できること。	○	○	○	○
	事故・ヒヤリハット時前方映像	トリガー記録型	前方映像の記録方式は、ドライブレコーダのトリガーにより記録(トリガー記録型)またはトリガー記録型と常時記録型との併用型とする。但し、常時記録される前方映像も他項目で規定する仕様を満足すること。	△	△	△	
		トリガー+常時記録型					
	トリガー前後の前方映像	事故・ヒヤリハット前後の前方映像等の記録	トリガーの前後におけるヒヤリハット、事故等の前方映像の記録が適切に行えること。 トリガーの前後におけるヒヤリハット、事故等の前方映像を通信機器を介し、事務所等に適切に送信可能であること。	○	○	○	○
	事故・ヒヤリハット時の前方映像の撮影能力	撮影画角	概ね水平90°以上、概ね垂直80°以上の画角において前方映像の撮影及び記録が可能であること。	○	○	○	○
		前方映像の鮮明度	一般的な貨物自動車の運行において、信号の色の識別が可能なこと。	○	○	○	○
フレームレート		10フレーム/秒以上のフレームレートが確保できること。	○	○	○	○	
電 源	取得方法	前方映像の記録を確実にするため、車両運行時に確実にドライブレコーダの電源の確保が保証される構造とすること。 *車両運行時、車両から常時電源の確保をする構造であること。	○	○	○	○*	
活 用	表示機能	画像等の印刷	安全教育資料として活用するため、記録された前方映像、収集情報等の出力が可能であること。	○	○	○	○
		地図上イベント表示	事故・危険挙動、ヒヤリハット情報が地図上に表示可能であること。				○
	運行管理機能	運転日報等の出力	運転者の乗務内容等を記録、出力する機能を持つこと。				
	デジタル式運行記録計との連携機能	デジタル式運行記録計との連携による活用	国土交通大臣によるデジタル式運行記録計(第Ⅱ編)又は(第Ⅲ編)の型式指定を受けている機器へ前方映像記録を転送あるいは利用可能であり、そのソフト上で当該ドライブレコーダの前方映像を活用する機能を有すること。			△	
分析機能	車両挙動分析による運転指導	方向指示器操作信号、ブレーキ操作信号あるいは車内音声記録等により車両運転指導への活用が可能であること。					
	ヒヤリハット等の原因分析による活用	解析ソフトなどを介して、記録媒体に記録されたデータから危険挙動運転等の原因を分析し、評価できること。			○	○	
メー ー	サポート体制	ドライブレコーダを使用、活用するためのメーカー/販売会社のサポート体制の充実度	ドライブレコーダを製作又は販売するものは、使用者に対し取り付け、取り扱い及び活用等に関するサポートを行う体制があること。 ドライブレコーダを製作又は販売するものは、機器の不具合等に対する修理体制があること。	○	○	○	○
	耐久信頼性/品質	耐久試験、電圧試験結果等	自動車用として使用する環境で十分な耐久信頼性を有し、社内の品質基準において確認試験等が実施された機器であること。	○	○	○	○
	保証等	製品保証期間、部品保存等	販売する機器には、製作又は販売会社による保証期間及び部品保存期間が定められていること。	○	○	○	○

○必須 △いずれか